

周南市回天記念館施設分類別計画



平成30(2018)年9月
(令和5(2023)年3月改訂)

周 南 市

目 次

| | | |
|------|-------------------|---|
| 第1章 | 本計画の目的..... | 1 |
| 第2章 | 施設の設置目的と経緯..... | 1 |
| 第3章 | 対象施設の一覧..... | 1 |
| 第4章 | 施設の現状..... | 3 |
| 第5章 | 施設を取り巻く状況と課題..... | 5 |
| 第6章 | 今後の施設の方向性..... | 5 |
| 第7章 | 計画期間..... | 6 |
| 参考資料 | | 7 |

第1章 本計画の目的

周南市回天記念館施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の回天記念館について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

回天記念館は、昭和43（1968）年に回天顕彰会並びに回天記念館建設賛助会により回天訓練基地跡が残る大津島に建設され、その後、市が建物の寄付を受けました。

昭和44（1969）年に、「回天」に係る資料を収集・保存、及び展示することにより広く世界の恒久平和に寄与することを目的として、回天記念館条例を制定し、文化スポーツ課が管理運営を行っています。

昭和63（1988）年に展示棟を増改築し、平成10（1998）年には、研修室及び収蔵庫等の増築、展示室の全面改修を行い、平和学習施設としてリニューアルしました。そして、戦後70年を迎えた平成27（2015）年には、記念館に向かう坂道に手すりを設置し、前庭に園路や駐車場を整備するなど周辺整備を行いました。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。
なお、本計画の対象となる施設の施設分類は教育文化施設です。

図表1 対象施設の一覧

| No. | 施設名 | 所在地 | 地域 | 利用圏域 |
|-----|-------|-----------|-----|------|
| 1 | 回天記念館 | 大字大津島1960 | 大津島 | 広域 |



図表 2 施設位置図



第4章 施設の現状

(1) サービスの現状

「回天」に関わる遺書・手紙・軍服・遺影などの遺品や資料を、約1,300点収集し、展示するとともに、回天の歴史や時代背景などを、展示パネルで紹介しています。

希望する来館者には、職員が展示内容の解説や研修室で講話を行っています。また、平成27（2015）年度からは、毎年夏休みに、小中学生とその保護者を対象とした親子教室を開催するなど、平和発信事業にも取り組んでいます。

平成28（2016）年度からは、「回天」に関わる史実や遺構をより分かりやすく伝えるために、ホームページの内容をリニューアルするとともに、記念館敷地内及び回天訓練基地跡などの既存看板の改修や、新たな看板の設置など、セルフガイドの充実にも取り組んでいます。

開館50周年を迎えた平成30（2018）年度には、回天や回天記念館について紹介する「回天記念館と人間魚雷「回天」」と題した資料集の発行や、回天搭乗員の肉声を聞くことができる設備を設置しました。

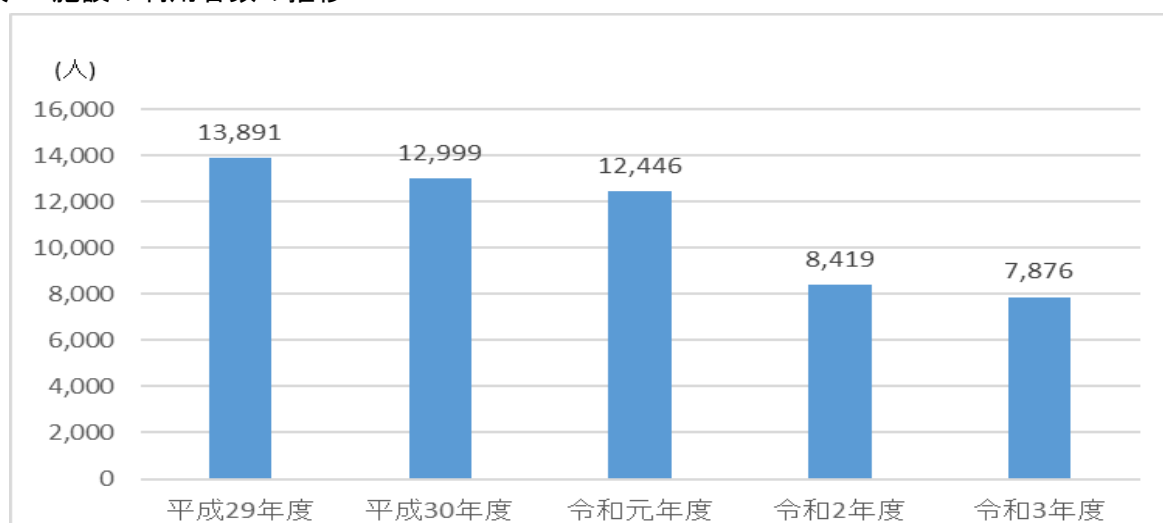
令和元（2019）年度には、ほとんどの収蔵品がタッチパネルのモニターで閲覧可能になるデジタルミュージアムシステムを導入し、回天の史実をより深く知ることができる環境を整備しました。

施設入場者数については、新型コロナウイルスの影響による休館や県外からの来館規制等のため、令和2（2020）年度からは前年度までの6割程度に減少している一方で、県内からの修学旅行による来館者は増えています。

運営コスト（設備の導入等の臨時的費用を除く）に対する入館料等の収入の割合は、令和元（2019）年度までは3割を超えていましたが、令和2（2020）年度からは入館者の減少により低下しています。

入場料等収入のほかに、毎年「回天」の歴史伝承事業に対するふるさと周南応援寄付金を活用し、デジタルミュージアムシステムの導入費用をはじめ、平和学習に役立てています。

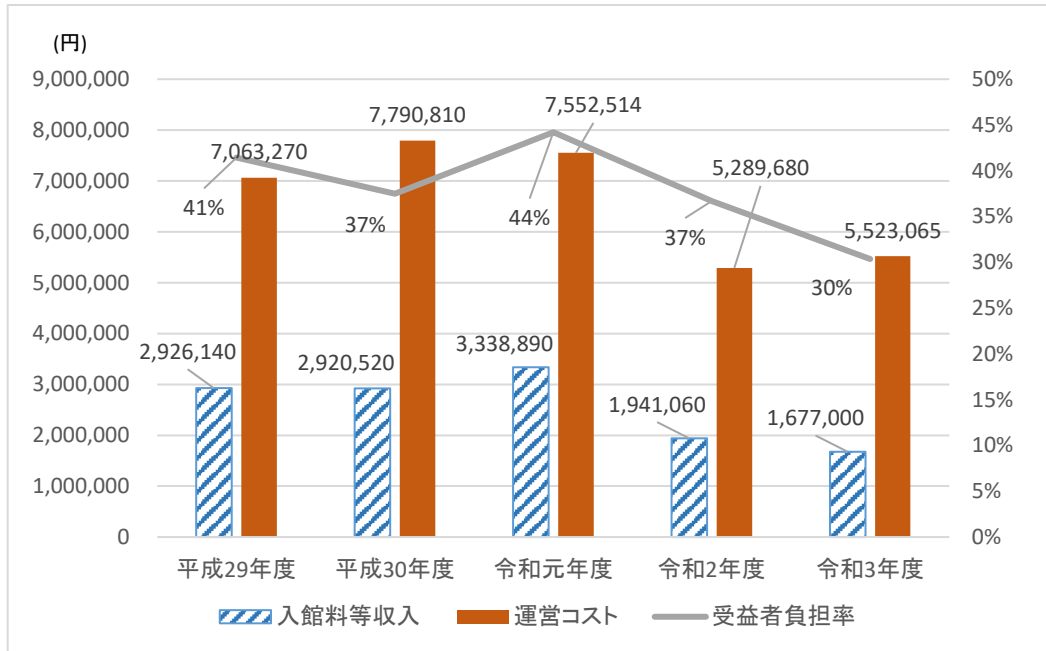
図表3 施設の利用者数の推移



※新型コロナウイルスの影響による休館

R元年度：R2.3.3～3.31 R2年度：R2.4.6～5.24 R3年度：R3.8.31～9.26、
R4.1.14～2.20

図表 4 施設の入館料等及び運営コストの推移



※運営コストは設備の導入等、臨時的費用は除いています。
 また、令和2年度及び3年度の運営コストには再任用職員の人件費は含みません。
 (令和元年度までは嘱託職員、令和2年度から再任用職員)

(2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料1】として添付します。

図表 5 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

| No. | 施設名 | 総床面積 (㎡) | 主たる建物 | | | | | R4自主点検結果 | | | | | | | |
|-----|-------|----------|---------|------|--------------|--------|-----|-----------|------|------------|----|----|----|----|--|
| | | | 床面積 (㎡) | 建築年度 | 主構造 / 法定耐用年数 | 法定耐用年数 | 耐震性 | バリアフリーの状況 | | ハザードマップの状況 | | | | | |
| | | | | | | | | 総合劣化度 | 対応 | 該当 | 土砂 | 洪水 | 高潮 | 津波 | |
| 1 | 回天記念館 | 533.89 | 228.71 | 1968 | RC /50年 | 経過 | 有 | 61.60 | 一部対応 | なし | | | | | |

- * 自主点検は毎年実施
- * 構造: RC (鉄筋コンクリート造)
- * 法定耐用年数: 減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において、構造や用途によって記載のもの

展示棟は、昭和43（1968）年の建設後、昭和63（1988）年に増改築、平成10（1998）年に展示内容や構成を一新する大規模改修を行っています。また、その際に研修室や収蔵庫、事務室からなる管理棟を増築し、現在の建物となりました。

平成27（2015）年には、訪れやすい環境を整えるため、前庭に園路や駐車場を整備するとともに、記念館に向かう坂道の改修や手すりを設置しました。

しかしながら、大規模改修、増築から20年以上経過し、施設及び設備の老朽化が進んでおり、平成28（2016）年度に、展示棟の軒裏改修工事、令和4（2022）年度には展示棟の空調機器の改修工事を行いました。展示棟においては雨漏りが生じており、早急な対応が必要です。

休憩施設養浩館は近年ほとんど利用がない上、施設も老朽化しているため、令和3（2021）年度から休館しています。

第5章 施設を取り巻く状況と課題

(1) サービスの状況と課題

回天記念館がある大津島は、徳山港から約10km先の瀬戸内海上に位置しており、定期航路で結ばれていますが、便数も少なく、天候による欠航もあるため、来館者にとっては不便な面も見られます。

回天記念館は、唯一現存する回天訓練基地跡を有する大津島に立地することで、一体的な平和学習が可能となり、その存在価値が高まると考えられます。島の人口が減少し、高齢化率が上昇していくと予測される中で、管理運営職員の確保に努めていく必要があります。

(2) 建物の状況と課題

建物は大規模改修及び増築から20年以上経過し老朽化が進んでいます。特に展示棟は、昭和43（1968）年に建築されたものを改修したものであることから、雨漏りが生じるなど、早急な対応が必要な状況です。今後、自主点検の結果等を踏まえ、老朽化した施設及び設備の対応に優先順位付けを行い、適切な安全対策、長寿命化対策を実施していく必要があります。

また、令和3（2021）年度から休館している養浩館については、今後解体等も含めて検討します。

第6章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、**最終的な判断・決定にあたっての材料**とします。

一次評価を実施したところ、施設の方向性は、継続利用（現状維持）となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

回天の歴史を風化させることなく後世に伝えていくことは、回天訓練基地跡を有する本市にとって重要な役割です。

回天記念館は、約1,300点の遺品や資料を収蔵・展示している歴史的にも重要な施設であるため、今後も、命の尊さ、平和の大切さ、戦争の悲惨さについて、考える機会を提供する平和学習施設として、広く世界の恒久平和に寄与することを目指し、適切な管理運営に努めていきます。そして、予防保全の観点に立った維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 6 具体的な方針と実施時期(予定)

| N o. | 施設名 | 主たる建物 | | | | | | 一次評価 | 総合評価 | 対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等) | | | | | |
|---------|-------|-------|-----------|--------|-----|-------|-----------|------------|------------|------------------------|-----------|----|----|----|----|
| | | 築年数 | 構造/法定耐用年数 | 法定耐用年数 | 耐震性 | 総合劣化度 | バリアフリーの状況 | ハザードマップの状況 | | 結果 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |
| 1 | 回天記念館 | 54 | RC /50年 | 経過 | 有 | 61.6 | 一部対応 | なし | 継続利用(現状維持) | 長寿命化(使用目標年数70年) | 屋根・トイレ等改修 | | | | |

回天記念館は、平成10(1998)年に大規模改修しており、改築後の経過年数は30年未満です。法定耐用年数は50年ですが、長寿命化に向け、法定耐用年数を超える70年を使用目標年数とし、令和5(2023)年以降に展示棟及びトイレの屋根の改修工事や、トイレの洋式改修等を実施する予定としています。

また、周南市役所エコ・オフィス実践プランに基づき、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等に規定する照度等の基準に留意しつつ、遺品等の損傷軽減を含めた費用対効果、今後の施設の活用方針等を十分考慮した上で、LED照明の導入を検討します。

第7章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料 1（第 4 章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第 4 章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表 7 建物の現状一覧（詳細）

↓ 点数が高いほど劣化が進行

| No. | 施設名 | 主たる建物 | | | | | | | | | | | | | | R4自主点検結果 | | | | | | | | | | | | | | 総合劣化度 | バリアフリーの状況 | | | | | ハザードマップの状況 | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|-------------|------------|------|--------------------|------------|-----|------------|----|---------|--------|-------|---|--------|-------|----------|----|--------|----|------|------------------|----|------------|-------------|--------------|------------|----|----|----|-------|-----------|----|--------------|-----|------|------------|----------|------|-------|--------|------|------|------|-------|-------|----------|------|
| | | 総床面積 (㎡) | 床面積 (㎡) | 建築年度 | 主構造 /法定耐用 年数 | 法定耐用 年数 | 耐震性 | 【建築編】 | | | | | | | 【設備編】 | | | | | | | 対応 | エレベーター・手すり | 入口の 段差解消 | 施設内の 段差解消 | 多目的 トイレ | 該当 | 土砂 | 洪水 | | 高潮 | 津波 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 1.構造 部材 | | 2.外壁、防水 | | 3.扉、窓 | | 4.床、階段 | | 5.壁、天井 | | 6.附帯設備 | | 7.敷地 | | | | | | | | | | | | | 1.電気設備 | | | 2.機械設備 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 基礎 | 屋根 | ドレン・とい | 外壁・ひさし | 扉 | 窓 | 防火戸 | 床仕上 | 階段 | 内壁 | 天井 | 擁壁 | 門扉 | 塀 (C、B、フェンス等) | | | | | | | | | | | | 排水設備 (備満) | 分電盤 | 照明器具 | スイッチ・コンセント | 自動火災報知装置 | 外灯 | 非常用照明 | 避難口誘導灯 | エアコン | 排煙設備 | 換気設備 | 屋内消火栓 | 給排水配管 | ボイラー・給湯器 | タンク類 |
| 1 | 回天記念館 | 471.16 | 228.71 | 1968 | RC /50年 | 経過 | 有 | B | C | A | C | A | B | - | A | - | B | C | - | - | A | A | A | A | A | A | C | B | A | B | A | A | B | - | - | B | 61.60 | 一部対応 | ○ | ○ | ○ | × | なし | | | | |

* 自主点検結果

・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。

A:劣化がなく建物の利用に支障なし

B:劣化はあるが建物の利用に支障なし

C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある

・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第6章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

(1) 施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

| 視点 | 適正化の意味・視点 | 第1ステップ | | 第2ステップ | |
|------------|--|--|---------------------------------|--|--|
| | | サービスの方向性の検討 | 導き出されるサービスの方向性 | 建物の方向性の検討 | 導き出される建物の方向性 |
| サービス主体の適正化 | 「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる | ◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし | ◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合 | ◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止 | |
| | | ◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能 | ◇ サービス存続 ◇ サービス廃止 | ◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能 | ⇒ ◇ 共同利用 ⇒ ◇ 廃止 |
| | | ◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない | ◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合 | ◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 ◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲 | |
| | | ◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在 | ◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合 | ◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小） | |
| サービス配置の適正化 | 「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる | ◇ 複合化（集約化）の検討 | ◇ サービス存続 | ◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（集約化） | |
| | | ◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率 | ◇ サービス存続 | ◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（共用化） | |
| | | ◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み | ◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合 | ◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない | ⇒ ◇ 多目的化 |
| 事業手法の適正化 | 「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる | ◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない | ◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合 | | ◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し |

これらの検討により、導き出される施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

| 方向性 | 内容 |
|------------|---|
| 統廃合 | 同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。 |
| 複合化（集約化） | 施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。 |
| 複合化（共用化） | 施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。 |
| 多目的化 | 施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。 |
| 継続利用（現状維持） | 現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。） |
| 継続利用（規模縮小） | 継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。） |
| 共同利用 | 市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。 |
| 廃止 | 施設を廃止します。 |
| 転用 | 施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。 |
| 民間譲渡 | 施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。 |
| 地域移譲 | 施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。 |

図表 8 一次評価結果

| 項番 | 施設名 | (1) サービス主体の適正化 | | | | | | | | | (2) サービス水準の適正化 | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|-----------------------------|---------------------------------------|------------------|---------------------------------------|------|------------------|---|-------|----------------------|---|-------------------|----------------------------------|---------------------|------|-----------------------|---|-----------------------------|---------------------------------------|------|
| | | (1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある | | | | | | (1)-2 ・市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある | | | (2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している | | | | | | (2)-2 ・施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている | | | |
| | | 代替性民間参入 ① | 代替性民間参入 ③ | 公共性 必要性 ③ | 有効性 互換性 ② | 評価結果 | 有効性 互換性 ② | 有効性 互換性 ③ | 評価結果 | 公共性 公益性 ① | 公共性 公益性 ② | 公共性 公益性 ③ | 建築 経過 年数 (R4.4.1時 点) | 有効性 互換性 ① | 評価結果 | 有効性 利用度 ① | 有効性 利用度 ③ | 有効性 互換性 ② | | 評価結果 |
| 行政以外に民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。 | 市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。 | 法律等により設置が義務づけられているか。 | 利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。) | 市有 or 他官公庁 or 民間 | 利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。) | | 市有 or 他官公庁 or 民間 | 対象施設 | | 補助金などの代替施策で対応できるものか。 | 今日の視点から、設置目的の意義が低下していないか。 | 利用実態が設置目的に即しているか。 | | サービス内容が設置目的に即しているか。 | | 当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。 | 前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。 | 今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。 | 利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。) | |
| 1 | 回天記念館 | 可能性はない | 関与する必要性が高い | 義務付けられていない | 存在しない | | | 存在しない | 対応不可能 | | | 54 | 広域 | | その他 | 非該当 | 存在しない | | | |

| (3) サービス配置の適正化 | | | | | | | | | | (4) 事業手法の適正化 | | | | | 検討結果一覧表 | | | | | | | | | | | 一次評価結果 | | | | | | |
|---|------------------|------|--|------------|------------------|---|---------|---------|-----------------------|-------------------------------|------|----------|---------|---|---------|---------|---|------|--------|-------------|-------------|---------|---------------|---------------|---------|--------|-------|-------|---------|---------|-------|--------------|
| (3)-1 ・複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれるなど) | | | | | | (3)-2 ・施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している | | | | (3)-3 ・施設が比較的新しくスペースに余裕がある | | | | (4)-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか | | | | | A: 統廃合 | B: 複合化(集約化) | C: 複合化(共用化) | D: 多目的化 | E: 継続利用(現状維持) | F: 継続利用(規模縮小) | G: 共同利用 | | H: 廃止 | I: 転用 | J: 民間譲渡 | K: 地域移譲 | 民活の拡大 | 受益者負担の見直し |
| サービス集約のメリット(メリットあり or 空欄) | 建築経過年数(R4.4.1時点) | 評価結果 | 同地域内で、施設分類が異なるが同様のサービスを提供している施設が複数ある。※あれば○ | 貸館の稼働率等を入力 | 建築経過年数(R4.4.1時点) | 評価結果 | 有効性利用度① | 有効性利用度③ | 延床面積(m ²) | 建築経過年数(R4.4.1時点) | 評価結果 | 代替性民間参入② | 効率性コスト① | 効率性コスト② | 評価結果 | 効率性コスト③ | 前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。※公の施設のみ回答 | 評価結果 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 54 | | | | 54 | | その他 | 非該当 | 533.89 | 54 | | 検討の余地あり | その他 | 妥当 | | | 検討の余地あり(30~49%) | | | | | | | | | | | | | | | 「継続利用(現状維持)」 |

* 令和 2 (2020) 年以降の新型コロナウイルス感染症拡大による影響は特殊要因として捉え、「有効性 利用度①前年度までの過去 3 年間の利用者数の推移はどうか。」、「効率性 コスト①前年度までの過去 3 年間の利用者 1 人当たりのコストの推移はどうか。」については、平成 29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度の利用状況を基準に判定しています。

周南市回天記念館施設分類別計画

平成30(2019)年9月

(令和5(2023)年3月改訂)

地域振興部 文化スポーツ課

〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話 0834-22-8622

FAX 0834-22-8428

電子メール ed-sports@city.shunan.lg.jp